

Ⅱ 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

平成28年度に市区町村に妊娠の届出をした者は1,008,985人で、妊娠週(月)数別にみると、「満11週以内(第3月以内)」に届出をした者が934,094人(構成割合92.6%)と最も多くなっている(表1)。

表1 妊娠週(月)数別妊娠届出者数の年次推移

(単位:人)

		平成24年度 (2012)	構成割合 (%)	25年度 ('13)	構成割合 (%)	26年度 ('14)	構成割合 (%)	27年度 ('15)	構成割合 (%)	28年度 ('16)	構成割合 (%)
総 数		1 080 193	100.0	1 073 964	100.0	1 076 109	100.0	1 053 444	100.0	1 008 985	100.0
妊 娠 週 (月) 数	満11週以内 (第3月以内)	981 309	90.8	981 934	91.4	989 201	91.9	971 189	92.2	934 094	92.6
	満12～19週 (第4～5月)	78 388	7.3	70 853	6.6	67 022	6.2	62 790	6.0	57 535	5.7
	満20～27週 (第6～7月)	9 405	0.9	8 794	0.8	8 263	0.8	8 124	0.8	7 449	0.7
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	4 913	0.5	4 420	0.4	4 413	0.4	4 169	0.4	3 958	0.4
	分娩後	2 180	0.2	2 189	0.2	2 477	0.2	2 614	0.2	2 840	0.3
	不 詳	3 998	0.4	5 774	0.5	4 733	0.4	4 558	0.4	3 109	0.3

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

平成28年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,232,652人、「産婦」90,764人となっている(表2)。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 226 271	1 231 211	1 279 468	1 297 668	1 232 652
	精密健康診査受診実人員	9 508	10 598	11 765	11 994	11 741
産 婦	一般健康診査受診実人員	65 551	66 986	62 220	84 084	90 764
	精密健康診査受診実人員	14	3	12	18	31

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月児」が 991,573 人と最も多く、受診率は 95.6 %となっている(表3)。

市区町村が実施した平成 28 年度の幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月児」1,008,405 人、「3歳児」1,000,319 人となっている。受診率は、「1歳6か月児」96.4%、「3歳児」95.1 %となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の実施状況

平成 28(2016)年度

(単位:人)

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳 児	一般健康診査受診実人員	252 807	991 573	365 853	730 780
	受診率 (%) ¹⁾	85.7	95.6	83.2	83.7

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
幼 児	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 023 370	1 001 397	1 004 202	1 008 449	1 008 405
		受診率 (%) ²⁾	94.8	94.9	95.5	95.7	96.4
		精密健康診査受診実人員	13 811	13 537	14 395	15 058	14 916
	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 012 567	1 009 368	1 009 176	1 017 584	1 000 319
		受診率 (%) ²⁾	92.8	92.9	94.1	94.3	95.1
		精密健康診査受診実人員	54 213	54 069	53 988	57 191	59 734
	4～6歳児 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	42 050	43 510	46 423	50 483	42 420
		受診率 (%) ²⁾	77.6	77.9	79.7	81.3	80.2
		精密健康診査受診実人員	2 191	2 414	2 748	3 034	2 179
	その他 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	79 612	79 401	61 475	60 701	54 268
精密健康診査受診実人員		876	850	1 009	846	953	

注: 1) 「4～6歳児」及び「その他」については法定外の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」800,878 人、「産婦」258,276 人、「乳児」736,461 人、「幼児」873,432 人となっている(表5)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
妊 婦	696 729	703 418	719 011	736 388	800 878
産 婦	249 473	248 788	253 519	259 315	258 276
乳 児	760 875	757 205	738 011	749 141	736 461
幼 児	895 128	884 771	871 288	899 795	873 432

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」736,087 人が最も多く、次いで「乳児」598,770 人となっている（表 6）。

表 6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
妊 婦	24 171	24 812	25 139	27 242	33 038
産 婦	678 174	715 720	706 359	738 063	736 087
新 生 児 ¹⁾	239 567	253 690	243 954	257 914	244 852
未 熟 児	59 953	56 679	54 277	53 279	51 110
乳 児 ²⁾	539 693	565 624	562 942	586 257	598 770
幼 児	165 967	166 729	166 541	163 719	157 198

注：1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は 7,648,511 人で、そのうち「栄養指導」が 5,047,029 人と最も多く、次いで「運動指導」が 1,616,759 人となっている（表 7）。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が 3,022,946 人と最も多く、「運動指導」では「20 歳以上」が 1,544,107 人と最も多くなっている（表 8）。

表 7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
総 数	7 676 206	7 540 424	7 712 516	7 753 554	7 648 511
栄養指導	5 116 622	5 064 254	5 109 901	5 198 522	5 047 029
運動指導	1 564 374	1 500 751	1 607 467	1 553 442	1 616 759
休養指導	96 969	103 234	111 969	111 976	116 738
禁煙指導	352 743	348 558	350 955	360 784	350 786
その他	545 498	523 627	532 224	528 830	517 199

表 8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

平成 28(2016)年度

	被指導延人員				
	総 数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総 数	7 648 511	584 576	3 105 429	406 646	3 551 860
栄養指導	5 047 029	295 068	3 022 946	256 816	1 472 199
運動指導	1 616 759	39 084	•	33 568	1 544 107
休養指導	116 738	54 964	•	11 005	50 769
禁煙指導	350 786	131 452	•	82 969	136 365
その他	517 199	64 008	82 483	22 288	348 420

注：1) 「20 歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20 歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

平成 28 年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」4,869,985 人、「予防処置」2,076,583 人、「治療」14,159 人となっている（表 9）。

表 9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
歯科健診・保健指導	4 761 641	4 709 156	4 856 845	4 881 818	4 869 985
予 防 処 置	2 019 142	2 324 918	2 485 340	2 599 841	2 076 583
治 療	14 497	16 623	16 779	14 219	14 159

注：訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

平成 28 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」895,272 人、「デイ・ケア」94,180 人、「訪問指導」355,544 人、「電話相談」1,499,772 人、「メール相談」18,427 人となっている（表 10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が 247,402 人と最も多くなっている（表 11）。

表 10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
相 談 ¹⁾	858 101	863 198	924 406	874 035	895 272
デ イ ・ ケ ア	142 028	125 873	115 278	102 094	94 180
訪 問 指 導	362 171	361 616	357 757	356 144	355 544
電 話 相 談	1 333 984	1 377 264	1 437 652	1 487 976	1 499 772
メ ー ル 相 談	15 024	17 654	14 772	16 210	18 427

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表 11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
相	相 談 ¹⁾	858 101	863 198	924 406	874 035	895 272
内	老人精神保健	38 139	41 162	41 169	40 096	43 342
	社会復帰	274 336	257 898	254 714	240 219	247 402
	アルコール	32 913	32 008	33 841	32 321	35 094
	薬物	5 942	6 534	7 357	5 728	6 534
	ギャンブル	...	1 420	2 095	2 497	2 443
	思春期	17 703	17 804	21 552	19 013	22 220
	心の健康づくり	123 368	134 185	159 440	130 951	129 635
	摂食障害	3 860	2 964	3 077
	てんかん	3 546	4 029
(再掲)	その他	365 700	372 187	400 378	396 700	401 496
	ひきこもり	27 649	29 378	33 472	35 321	35 279
	自殺関連	13 765	15 129	17 842	18 069	19 406
	遺族	1 147	1 284	1 420	1 461	1 480
	犯罪被害	1 216	674	762	631	567
	災害	...	1 086	1 844	2 534	1 809

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

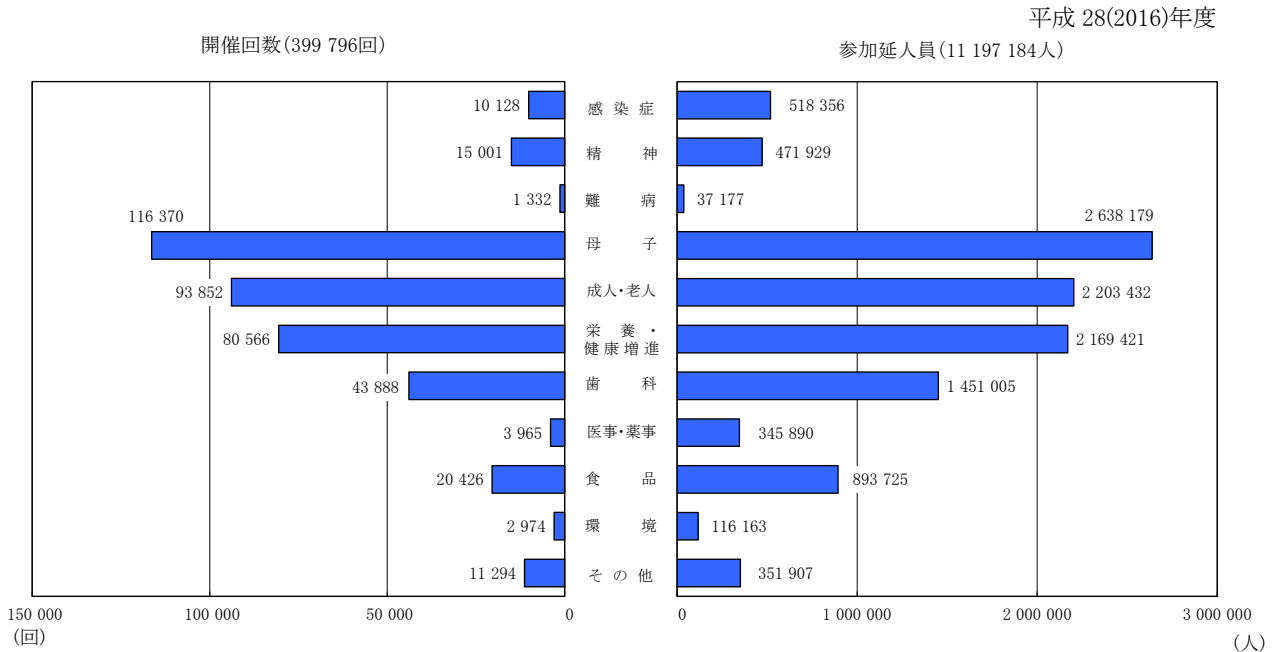
2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 衛生教育

保健所及び市区町村が実施した衛生教育の開催回数は 399,796 回、参加延人員は 11,197,184 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図1)

図1 衛生教育の実施状況



6 エイズ

平成 28 年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」37,410 件、「来所相談」62,305 件となっている。

保健所が実施したH I V抗体スクリーニング検査のための採血件数は 92,223 件、スクリーニング検査後の確認検査においてH I V抗体反応が陽性であったものは 275 件となっている。(表 12)

表 12 エイズに関する相談・検査及び衛生教育の年次推移

(単位:件)

		平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)
相談件数	電話相談	47 645	47 429	44 003	41 888	37 410
	来所相談	77 133	77 896	73 377	64 014	62 305
HIV抗体検査のための採血件数	スクリーニング検査	101 421	112 755	111 774	99 696	92 223
	確認検査 ¹⁾	633	895	553	538	513
	陽性件数	269	291	298	302	275
	陽性であった割合(%) ²⁾	0.27	0.26	0.27	0.30	0.30
衛生教育開催回数(回)		1 910	2 078	1 923	1 757	1 711

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でH I V抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

7 予防接種

平成 28 年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が 17,386,306 人となっている（表 13）。

表 13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

（単位：人）

			平成24年度 (2012)	25年度 ('13)	26年度 ('14)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	724 697	37 632	4 274	517	33
			第2回	818 257	61 426	7 466	704	45
			第3回	909 253	98 296	13 440	1 256	94
			追加接種	1 160 287	949 855	223 219	8 795	480
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	273	47	25	31	22
			第2回	299	64	40	28	30
					追加接種	402	81	180
			第2期	889 382	801 335	835 189	794 328	819 481
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	329 042	120 736	23 830	6 546	3 398	
		第2回	436 172	253 806	58 598	19 826	10 068	
		第3回	...	346 019	77 086	29 627	16 427	
			追加接種	...	719 147	474 501	103 418	52 618
沈降精製百日せき ジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン ²⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	...	1 039 952	1 016 862	1 011 542	990 279
			第2回	...	1 028 810	1 016 018	1 014 067	995 642
			第3回	...	1 001 889	1 016 195	1 019 899	1 000 372
			追加接種	...	122 582	887 490	989 131	1 030 515
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 513 962	1 218 153	1 176 000	1 058 934	1 281 160
			第2回	1 465 116	1 197 305	1 136 779	1 041 164	1 231 550
					追加接種	1 630 477	1 368 587	1 204 320
			第2期	511 727	508 364	593 463	642 397	901 490
ヒブワクチン			第1回	.	1 185 464	1 044 911	1 017 920	987 725
			第2回	.	1 068 326	1 007 976	1 008 902	982 730
			第3回	.	1 096 108	1 048 523	1 021 053	997 243
			第4回	.	1 117 300	1 005 727	973 293	986 327
小児用肺炎球菌ワクチン			第1回	.	1 204 325	1 052 880	1 020 898	989 680
			第2回	.	1 090 029	1 018 263	1 012 724	986 225
			第3回	.	1 077 653	1 045 979	1 023 026	999 937
			第4回	.	944 341	973 348	979 333	995 444
子宮頸がん予防ワクチン			第1回	.	98 656	3 895	2 711	1 834
			第2回	.	66 568	4 172	2 669	1 805
			第3回	.	87 233	6 238	2 805	1 782
水痘ワクチン ³⁾			第1回	.	1 553 027	1 040 930	1 010 521	
			第2回	.	481 990	1 060 742	881 478	
B型肝炎ワクチン ⁴⁾			第1回	.	.	.	727 485	
			第2回	.	.	.	638 610	
			第3回	.	.	.	201 749	
麻しん・風しんワクチン ⁵⁾			第1期	1 039 664	998 388	1 007 529	981 521	994 259
			第2期	1 023 299	1 022 334	1 017 508	997 545	1 001 129
BCGワクチン ⁶⁾ ⁸⁾			総 数	969 941	877 419	996 844	1 003 475	988 723
			5月未満	.	134 151	92 053	78 276	60 817
			5月以上1歳未満	.	687 903	873 640	903 422	907 867
インフルエンザワクチン ⁸⁾			総 数	15 617 236	16 205 813	16 730 347	17 239 503	17 386 306
			60歳以上65歳未満	46 714	48 281	34 243	31 341	29 354
			65歳以上	15 463 361	15 754 405	16 696 104	17 096 694	17 223 025
成人用肺炎球菌 ワクチン ⁷⁾ ⁸⁾			総 数	.	.	2 871 593	2 446 852	2 784 050
			60歳以上65歳未満	.	.	11 260	3 634	2 860
			65歳相当	.	.	903 804	749 073	736 802
			70歳相当	.	.	624 406	441 240	670 773
			75歳相当	.	.	492 306	492 203	574 497
			80歳相当	.	.	357 483	330 513	343 779
			85歳相当	.	.	216 844	192 150	201 398
			90歳相当	.	.	105 300	94 627	98 610
			95歳相当	.	.	31 949	29 487	31 049
			100歳相当	.	.	6 157	5 178	5 700
		101歳以上	.	.	8 298	.	.	

注：1) 「不活化ポリオワクチン（IPV）」は、平成 24 年 9 月 1 日より定期接種に使用するワクチンが生ワクチン（OPV）から不活化ワクチン（IPV）に変わり、接種回数が増えられた。

2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する。当ワクチンは、平成 24 年 11 月 1 日より定期接種での使用が開始された。

3) 水痘ワクチンは生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者を対象として平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに限り、特例措置として生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者も定期接種の対象となった。水痘ワクチンの特例措置の対象者の接種回数は 1 回である。

4) B型肝炎ワクチンは、平成 28 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。

5) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

6) 「BCG ワクチン」は、平成 24 年度までは生後 6 月に至るまでの間に行われ、特別の事情等によりやむを得ない場合は 1 歳に至るまでの間に行われていたが、平成 25 年度より定期接種の対象者が「原則 6 月未満」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大した。

7) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は平成 26 年 10 月 1 日より定期接種が開始された。60 歳以上 65 歳未満の対象者は、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある者である。「101 歳以上」の者への定期接種は、平成 26 年度限りの特例措置である。

8) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

8 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

平成28年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」25,624人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,306人、「薬剤師」3,071人、「獣医師」2,521人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」8,860人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,673人、「環境衛生監視員」4,870人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	平成26年度 (2014)	27年度 ('15)	28年度 ('16)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	54 168	54 504	54 874	13 750	19 942	21 182
医 師	925	894	883	414	400	69
歯科医師	149	154	131	42	56	33
獣医師	2 473	2 508	2 521	1 343	1 178	—
薬剤師	3 021	3 016	3 071	1 710	1 356	5
理学療法士	169	161	149	23	50	76
作業療法士	119	105	98	25	36	37
歯科衛生士	695	722	706	97	319	290
診療放射線技師	539	514	501	268	216	17
診療エックス線技師	18	19	11	8	2	1
臨床検査技師	761	748	710	490	214	6
衛生検査技師	66	70	56	18	38	—
管理栄養士	3 107	3 183	3 306	656	741	1 909
栄養士	782	542	480	30	91	359
保健師	25 043	25 377	25 624	3 661	6 928	15 035
助産師	126	133	143	13	42	88
看護師	789	848	743	47	180	516
准看護師	136	122	116	2	9	105
その他	15 250	15 388	15 625	4 903	8 086	2 636
＜ 再 掲 ＞ ²⁾						
精神保健福祉士	1 013	1 006	968	408	356	204
精神保健福祉相談員	1 253	1 322	1 308	791	500	17
栄養指導員	1 130	1 122	1 108	626	482	—
食品衛生監視員	5 518	5 567	5 673	2 938	2 734	1
環境衛生監視員	4 760	4 850	4 870	2 803	2 067	—
医療監視員	8 577	8 741	8 860	6 248	2 612	—

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士」～「医療監視員」は、「医師」～「その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

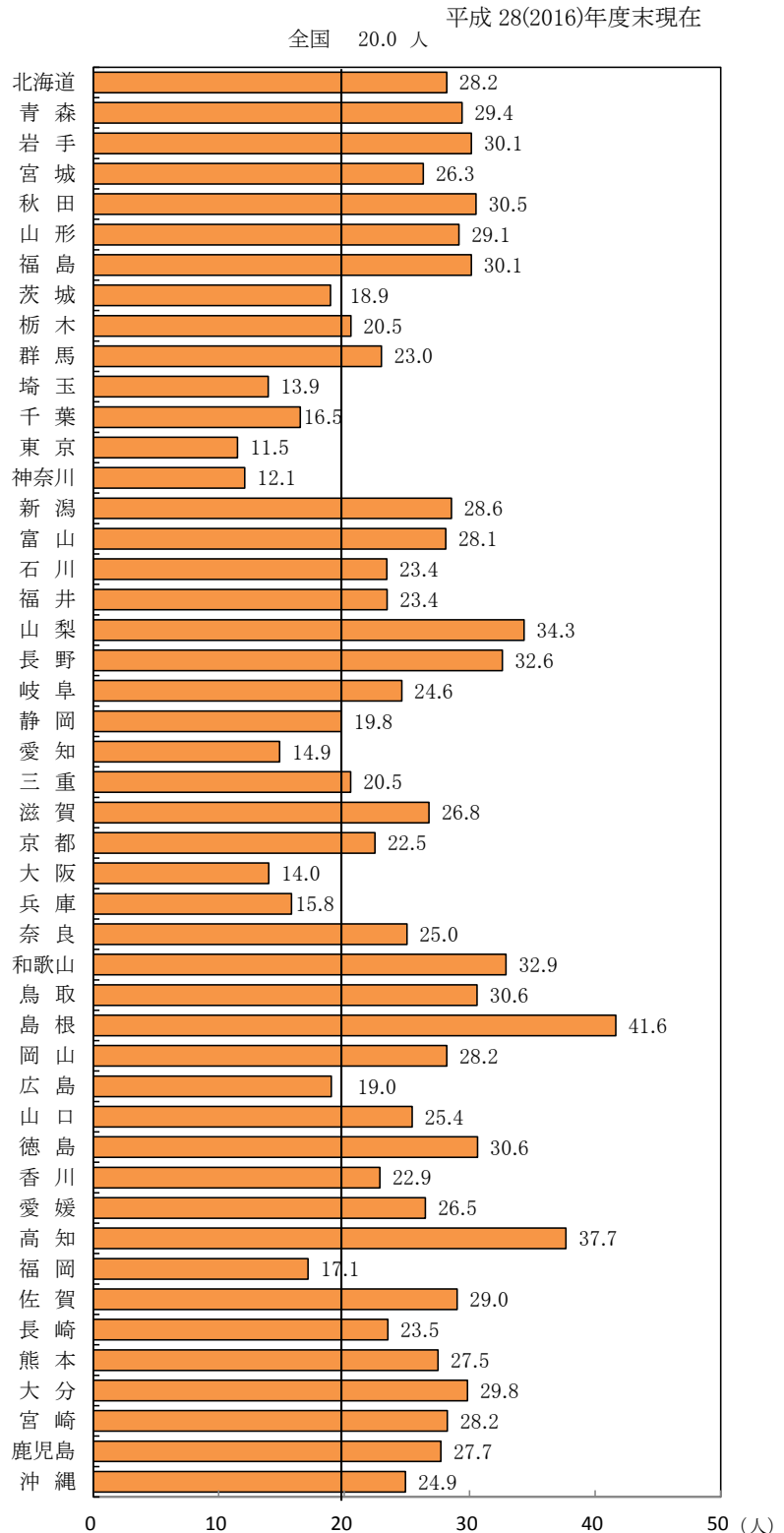
平成28年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、全国では20.0人で、都道府県別にみると、島根県が41.6人と最も多く、次いで高知県37.7人、山梨県34.3人となっている(表15、図2)。

表15 都道府県別にみた常勤保健師数

図2 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)

(単位:人) 平成28(2016)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区 ²⁾	政令市・特別区以外
全 国	25 624	20.0	12.1	26.4
北 海 道	1 513	28.2	11.2	45.1
青 森	389	29.4	13.4	39.9
岩 手	385	30.1	11.6	35.7
宮 城	610	26.3	13.1	37.4
秋 田	314	30.5	11.4	38.9
山 形	326	29.1	・	29.1
福 島	584	30.1	13.6	38.6
茨 城	560	18.9	・	18.9
栃 木	409	20.5	9.2	24.6
群 馬	459	23.0	18.2	25.6
埼 玉	1 024	13.9	11.8	14.7
千 葉	1 037	16.5	11.8	18.7
東 京	1 556	11.5	10.8	13.8
神 奈 川	1 105	12.1	10.3	17.1
新 潟	657	28.6	17.0	34.7
富 山	302	28.1	25.1	30.0
石 川	270	23.4	11.9	30.9
福 井	186	23.4	・	23.4
山 梨	290	34.3	・	34.3
長 野	693	32.6	16.5	36.1
岐 阜	508	24.6	16.2	26.7
静 岡	743	19.8	15.3	22.8
愛 知	1 119	14.9	11.1	18.1
三 重	378	20.5	8.3	23.0
滋 賀	380	26.8	16.1	30.2
京 都	577	22.5	15.7	30.8
大 阪	1 240	14.0	11.5	17.5
兵 庫	886	15.8	10.7	21.8
奈 良	345	25.0	10.8	30.0
和 歌 山	324	32.9	13.4	44.8
鳥 取	176	30.6	・	30.6
島 根	290	41.6	・	41.6
岡 山	543	28.2	17.4	45.7
広 島	542	19.0	13.3	30.2
山 口	358	25.4	20.8	26.5
徳 島	234	30.6	・	30.6
香 川	228	22.9	13.7	29.7
愛 媛	372	26.5	10.1	36.0
高 知	276	37.7	11.7	59.5
福 岡	878	17.1	12.5	23.2
佐 賀	243	29.0	・	29.0
長 崎	327	23.5	11.3	35.4
熊 本	494	27.5	13.6	37.0
大 分	351	29.8	15.4	39.7
宮 崎	316	28.2	13.1	36.8
鹿 児 島	462	27.7	12.2	36.6
沖 縄	365	24.9	13.0	28.3



注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」により算出した。
 注: 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成29年1月1日現在)」により算出した。
 2) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。